

資料

解題

フランス語圏におけるポストヒューマニズムをめぐる法の最新動向

山 元 一

以下では、近年強い社会的関心を集めている「人間拡張 (homme augmenté) (英語では、human enhancement)」に対する立法及び法学の遅れを指摘した二本の論文を訳出した。

第一の論文「拡張された人間：遺伝学的发展を規制する人間の尊厳とは？」(原題「L'homme augmenté : quelle dignité humaine pour encadrer les progrès de la génétique ? », in *Revue interdisciplinaire d'études juridiques* vol. 83, 2019, pp.141-163)」の著者 Jean-Ayméric Marot 氏は、ベルギーのルーヴァン・カトリック大学で法学士号及び修士号を取得し、現在ルクセンブルク大学の博

士課程に在籍し、研究に従事している。二〇二二年からは、同大学で非常勤講師として EU 憲法、グローバル憲法、国家と憲法の理論を担当している。また、*Revue Luxembourgeoise Droit & Santé* の学術委員会委員を務めているほか、生命倫理に関する枠組み法の起草にあたってルクセンブルク保健省並びに法務省への協力も行なっている。Marot 氏は主に生命倫理法を専門としており、基本的な問題関心は生殖細胞系列に対する遺伝子編集がもたらす人権侵害の検討をするところにある。

第二の論文「人間拡張の時代における人間及びポストヒューマンの権利保護」(原題「La protection des droits

de l'humain et du posthumain à l'ère de l'Homme augmenté^{*)}」(シヤン＝ピエール・マルゲノー／クレール・ヴィアル編『人類の権利と他者の権利：新たなフロントニアス』(Jean-Pierre MARGUÉNAUD et Claire VIAL (eds.), *Droits des être humains et droits des autres entités : Une nouvelle frontière ?* (Mare & Martin, 2021), pp.53-66.) 所収)の著者 Anne-Blandine Caire 教授は、フランスのリモージュ大学で法学博士号を取得後、クレルモン・オーヴェルニュ大学ミシエル・ド・ロピタルセンターで教授を務め、私法と犯罪学を担当し、二〇二二年には犯罪学の入門書 (Anne-Blandine Caire, *Criminologie*, Tout-en-un Droit, Ellipses, 2022.) を出版している。Caire 教授の基本的な関心はフランス法やヨーロッパ法における法的擬制や法的言語などであるが、それと並行して、科学技術問題に関して倫理的価値をどのように法に組み入れるかという点にも着目している。

なぜ、この二本の論文を同時に訳出したのかについて、ここで述べておきたい。そもそも、人間拡張とは人間のあらゆる能力を拡張し、従来の法学が捉えてきた人権享有主体としての「人間」を根底から変化させるといふ技術である。これに関して、両論文は、法が直面している諸問題の

検討を通じて、現行法制度の再検討を促しているという点で共通している。改めて述べるまでもなく、新たな技術の登場が既存の法の不備という問題を生み出し、新たな議論の必要性が強く意識されるということは見慣れた風景にすぎない。この点、両論文は、人間拡張の問題が従来の問題と質的に異なつた深刻さを有することを明らかにしている。すなわち、両論文はともに、新技術がもたらす問題が一时的なものではなく、今後社会と法秩序が継続的に向き合つていかななくてはならないとする共通の問題意識に立脚しつつ、前者は人間拡張のもたらす現時点の問題を検討し、後者は将来に対して関心を向けている。それゆえ、両論文を参照することによって、この問題の全体像をよく理解できるのである。

第一論文の問題意識は常に現代へと向けられており、すでに確立している遺伝子編集技術に対する現代人の欲望から、雇用・保険分野で広まりつつあるリスクヘッジの一環としての遺伝子診断など既に現実化している事例まで取り上げる。そして、ここでは「人間の尊厳」を中心に、「子どもの最善の利益」「プライバシー権」などの既存の法益に着目し、問題の分析が試みられている。また、本論文は、具体的な事例を取り上げること、現行法制度下で裁判所

が、現時点までは人間拡張や関連する技術がもたらす問題に対して、妥当な法的判断を行うことよって応答していることを指摘しつつ、このような仕方では裁判所が問題を既存の法的枠組みに落とし込むことで社会を安定させることに留まる限り、急速に発展する科学技術が現行法制度を追い抜くことを予測している。立法府の怠慢を補う裁判所の柔軟な適用には限界があることを示しているのである。そうした限界の一つとして、本論文は、優秀な遺伝子を持ち、それを選別・継承する手段の一部の者が特権的に保持する「遺伝的貴族」の登場を危惧する。将来そのような人間拡張を奨励する「エンハンズメント社会」が到来すれば、法秩序の基礎となつてゐる配分的正義や連帯、尊厳といったものが瓦解することとなるからである。このように、第一論文は、法制度は今現在の人間拡張に何とか対応し得てゐるに過ぎず、そこには限界があることを主張している。

他方、第二論文は、まさに第一論文がその出現を危惧していた「遺伝的貴族」(Gen. 3)教授はこれを『増強された』貴族制と呼ぶ)の登場した世界を想定して論じている。本論文は、二〇一八年の中国において遺伝子改変がなされた双子が誕生したことを例示することで、現行法が課した限界線を超えて生まれた「拡張された人間」が既存の法秩

序の中に如何に位置付けられ得るのかを検討している。このような一線を超えつつある人間拡張の例はそのほかにも取り上げられている。また、本論文は、第一論文と異なり、当然既発の事象だけを論じているわけではない。すなわち、「法的想像力」の重要性を強調し、ポストヒューマンとなり得るようなアンドロイドやSF小説に登場する肉体を持たず記憶装置に格納された人格などに関して、それらに擬制的に人權を付与するという思考実験を行い、古典的人權が持つ意義や目的そのものを再考することを促す。そうすることで、本論文では、第一論文が指摘した配分的正義や連帯、尊厳など法秩序の基礎概念の機能不全が、具体的に描き出されている。

両論文が共に強調するのは、人間拡張がもたらす不可避免的な社会変化とこのような変化に対する立法府の怠慢な態度、そして社会変化から生じる諸問題が法秩序の根幹に与える打撃である。これはベルギーとフランス、あるいはヨーロッパに限定された話ではなく世界的に共有されており、日本もまた例外ではない。第一論文からは、現在まで発生してきた具体的な事象が裁判所による柔軟な態度でもって解決可能であったがゆえに、人間拡張が持つ本質的な問題の深刻さがむしろ見えにくくなつてきたことがわか

る。他方、第二論文からは、人間拡張がもたらす問題の深刻さを明らかにするための仮定の事例が、安楽死や尊厳死などのような喫緊の問題とは異なり、「SF法学」という現実味のない印象を与えてしまうことがわかる。ここに、法学分野において人間拡張という新たな問題が過小評価され、先進諸国において立法論が進まない原因を見出すことが可能であるという点で、両論文は併せて読まれるべきものである。

〔補記〕

本解題は、樋口氏と山元が討議の上作成したドラフトを最終的に山元がチェックを行ない公表するものである。